

弁護士が相談に応じます!

# 成年後見 制度

同一年度内  
3回までの相談  
**無料!!**

様々な事情で判断能力が十分でない方を  
法律面や生活面で支援する制度です

どんな場合に  
制度を  
利用できる?

障害を持つ  
子供の将来が  
心配…

離れて  
暮らしている  
高齢の親が  
心配…

なるべく  
家族に負担を  
かけたくない

一人暮らしで  
老後認知症に  
なったら…



例えば

現金や預貯金・  
不動産を  
管理します

代わりに  
契約を結んだり  
取り消します

必要な手続きを  
支援します

**082-225-1600** (法律相談センター)

必ず「成年後見制度等について支援する  
弁護士を紹介して欲しい」とお伝えください

- ➔ 担当事務局がお名前・ご住所・電話番号などをお聞きします
- ➔ 折り返し、担当弁護士が受付日の翌営業日までにお電話します

受付時間：月曜から金曜9時30分～16時まで(土・日・祝を除く)



広島弁護士会